

府子本第160号
平成28年3月24日

各都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

児童手当等の支給に関する処分等についての審査請求について

標記については、行政不服審査法の規定に基づいて行われるものですが、平成28年4月1日以降に行われた処分又は申請に係る不作為についての審査請求の取扱いの留意点は別添のとおりですので、御了知の上、その施行に遺漏のないよう、特段の御配慮をお願いいたします。

これに伴い、「児童手当等の支給に関する処分等についての不服申立てについて」（昭和47年2月19日児発第75号厚生省児童家庭局長通知）は廃止します。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な助言に当たるものです。

(別添)

市町村長等が行った児童手当及び児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第2条第1項の給付の支給に関する処分（同法第22条に基づく処分を除く。）及び不正利得の徴収に関する処分並びにその不作為について審査請求をすべき行政庁（以下「審査請求庁」という。）については、以下のとおりとなります。（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条から第4条並びに地方自治法第255条の2参照）

1 被用者又は被用者等でない者に対する処分及びその不作為

処 分 庁 又 は 不 作 為 庁	審 査 請 求 庁
市 町 村 長	都 道 府 県 知 事

〔備考〕

不作為についての審査請求は、審査請求庁のほか、当該不作為に係る執行機関に対してすることもできること。（地方自治法第255条の2第1項）

2 公務員に対する処分及びその不作為

区 分	委 任 を し な い 場 合		委 任 を し た 場 合	
	処 分 庁 又 は 不 作 為 庁	審 査 請 求 庁	処 分 庁 又 は 不 作 為 庁	審 査 請 求 庁
(1) 国家公務員	各省各庁の長	各省各庁の長	各省各庁の長の委任を受けた者 (ア) 外局として置かれる庁又は外局として置かれる委員会に置かれる庁の長 (イ) (ア)以外の者	外局として置かれる庁又は外局として置かれる委員会に置かれる庁の長 各省各庁の長
(2) 地方公務員	都道府県知事	内閣総理大臣	都道府県知事の委任を受けた者	都道府県知事（注1）
	市町村長	都道府県知事	市町村長の委任を受けた者	市町村長（注2）
	地方公共団体の組合の管理者 (ア) 都道府県の加入するもの (イ) 都道府県の加入しないもの	内閣総理大臣 都道府県知事	地方公共団体の組合の管理者の委任を受けた者	地方公共団体の組合の管理者（注3）

[備考]

- ① 「(2)地方公務員」において、不作為についての審査請求は、審査請求庁のほか、当該不作為に係る執行機関に対してすることもできること。(地方自治法第 255 条の 2 第 1 項)
- ② (注 1) から (注 3) については、審査請求庁が処分庁の上級行政庁(行政不服審査法に定める上級行政庁)である場合に限り適用されるものである。その他の場合は地方自治法第 255 条の 2 第 1 項の規定による。
- ③ 「(2)地方公務員」の「委任をした場合」において(注 1) から(注 3) までの審査請求庁がした、処分に係る審査請求についての裁決に不服があるときは、「委任をしない場合」の審査請求庁に対して再審査請求をすることができるものであること。(地方自治法第 255 条の 2 第 2 項)